平成２２年（フ）第２０５５８号
東京都板橋区東新町２丁目17―８―201
破産者　風巻　玲子（旧姓大山）
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５６６号
千葉県浦安市今川２丁目１―35　Ｄ―Ｈｏｕｓｅ―Ｃ
破産者　小林まゆみ
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６００号
東京都大田区蒲田３丁目16―13
破産者　笠松由起子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６０８号
神奈川県綾瀬市大上３丁目12―21―201
破産者　小山内雅和
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６２０号
神奈川県伊勢原市沼目７丁目1580―１―203
破産者　村田　晶彦
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６０号
神奈川県相模原市中央区青葉１丁目16番２号
破産者　東京メックス株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１９５号
札幌市東区北37条東４丁目１番７号
破産者　有限会社アネスト
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１５３６号
埼玉県桶川市大字下日出谷925番地29
破産者　株式会社正栄建設
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
埼玉県川口市南町１丁目11番33号
破産者　株式会社日本磁化学研究所
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
埼玉県川口市東領家２丁目36番18号
破産者　有限会社グリッドワン
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７０号
埼玉県川口市西青木２丁目４番41―114号
破産者　株式会社ヒロコーポレーション
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３７号
埼玉県桶川市五丁台430番地
破産者　株式会社さくら興業
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７９９号
東京都豊島区西池袋１丁目28番６号
破産者　フランダウィス株式会社
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０２０号
東京都世田谷区上用賀３丁目５―15
破産者　石井　　喬
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９１５号
東京都品川区八潮５丁目３―11―306
破産者　古閑　憲章
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３７号
東京都港区芝浦３丁目５―25―215
破産者　綿引　隆一
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３１８号
東京都千代田区平河町１丁目６番15号
破産者　株式会社ピー・シー・エー
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３１９号
東京都狛江市中和泉１丁目18―10―202、住民票上の住所愛知県名古屋市中区丸の内２丁目18―22―304
破産者　柴田　正友
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３９７号
東京都港区芝浦４丁目２―22―524
破産者　眞喜屋ふき恵
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０００４号
東京都目黒区上目黒５丁目６番25―208号、住民票上の住所東京都目黒区東山２丁目10―13―304
破産者　川野　右子
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８４号
東京都文京区小石川５丁目35番11号サンミエール大嶋301
破産者　高橋　直也
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２７６号
神奈川県藤沢市下土棚1043番地　ハウス1009―201、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市西俣野1995番地
破産者　合資会社イージーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部